審査基準

●提案基準Ｂ

南松尾地区及び南横山地区における50以上の建築物が連たんしている既存集落において自己用住宅を建築する場合の取扱い

（趣　旨）

第１　この基準は、「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」（以下「判断基準」という。）第6の規定に基づき、50以上の建築物が連たんしている既存集落地域における市街化調整区域の自己の居住の用に供する住宅の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第２　住宅を建築する者（以下「申請者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)　許可申請の日において当該土地を所有している者

(2)　和泉市内に現に在住又は現に在勤する者

２　申請に係る土地は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1)　南松尾地区又は南横山地区にあって、50以上の建築物が連たんしている地域に存すること。

(2)　判断基準第5に定める区域内に存しないこと。

（住宅建築の必要性）

第３　申請者が住宅を建築する理由は、次の各号のいずれかに該当する等市長がやむを得ないと認めるものであること。

(1)　婚姻により独立して世帯を構成するとき。

(2)　現に居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情があるとき。

(3)　疾病等の理由により転地するとき。

(4)　Ｕターン等により故郷に定住するとき。

(5)　南横山地区において小規模特認校制度により、現に就学している児童又は1年以内に就学予定の児童と同居する者が住宅を建築するとき。

（用　途）

第４　申請に係る建築物は、自己の居住のための一戸建専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3）に規定する住宅であること。

（附　則）

1　この基準は、平成28年4月1日から施行する。

2　運用期間は、施行日から10年を限度とする。ただし南松尾地区内の人口が4,338人（昭和45年）、南横山地区内の人口が1,637人（昭和45年）に達するまでとする。